

埋立施設維持管理計画

<p>施設・設備の点検等の項目，方法及び頻度</p>	<p>(1) 囲い・門扉          ・日常点検し，みだりに人が立ち入るのを防止する。          ・囲い及び門扉が破損した場合は，直ちに補修する。          ・門扉は，1日の作業終了後は，閉鎖し施錠する。</p> <p>(2) 表示          ・立札は常に見やすい状態にしておくとともに，表示すべき事項に変更が生じた場合には，速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。          ・立札が破損した場合は，直ちに補修する。</p> <p>(3) えん堤          ・日常点検し，損壊の恐れがある場合は，速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 遮水工          ・日常点検し，破損の恐れがある場合は，速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。          ・遮水シートの表面に穴・亀裂等が発生した場合は，直ちに補修する。</p> <p>(5) 地下水採取設備          ・日常点検し，常に外部からの汚染の恐れがなく，採水が可能な状態にしておく。</p> <p>(6) 雨水集排水設備          ・日常点検し，側溝に堆積した土砂等の速やかな除去を行う。</p> <p>(7) 保有水等集排水設備          ・日常点検し，破損の恐れがある場合は，速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。          ・目詰まり等により集水機能の低下が認められた場合には，集排水管の洗浄等の機能を確保するために必要な措置を講ずる。</p>
<p>豪雨時の措置</p>	<p>豪雨時は，各施設・設備の点検を行う。また，異常時に備え廃棄物の流出を防ぐための重機の整備，土のうの配備等の対策を講じる。</p>
<p>異状時の措置等</p>	<p>地震が発生した場合には各施設・設備の点検を行う。また，異常時に備え廃棄物の流出を防ぐための重機の整備，土のうの配備等の対策を講じる。</p>
<p>放流水又は浸透水の水質等について周辺地域の生活環境保全のために達成することとした数値</p>	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令による基準値（別表1参照）</p>

<p>埋立地周縁地下水の水質検査の項目、方法、頻度、測定箇所数等</p>	<p>(1) 埋立地周縁の2ヶ所以上の地下水採取設備で採取した地下水の水質検査を次により行い、かつ記録することとする。</p> <p>①地下水検査項目 1年に1回以上          ②ダイオキシン類 1年に1回以上          ③電気伝導度及び塩化物イオン 1月に1回以上</p> <p>(2) 水質検査の方法は、下表に掲げる方法による。</p> <table border="1" data-bbox="507 338 1386 790"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水検査項目</td> <td>別表1の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法</td> </tr> <tr> <td>電気伝導率</td> <td>日本工業規格 K0102-1 の13に定める方法</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>日本工業規格 K0102-2 の6に定める方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録することとする。</p> <p>(4) 地下水水質の悪化が認められた場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずることとする。</p>	項目	測定方法	地下水検査項目	別表1の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法	ダイオキシン類	平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法	電気伝導率	日本工業規格 K0102-1 の13に定める方法	塩化物イオン	日本工業規格 K0102-2 の6に定める方法
項目	測定方法										
地下水検査項目	別表1の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法										
ダイオキシン類	平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法										
電気伝導率	日本工業規格 K0102-1 の13に定める方法										
塩化物イオン	日本工業規格 K0102-2 の6に定める方法										
<p>放流水の水質検査の項目、方法、頻度、測定箇所数等</p>	<p>(1) 当処分場の浸出液の処理は手稲水再生プラザで行っているため、当該処理場の放流水の水質検査を次により行い、かつ記録することとする。</p> <p>ア 排水基準等に係る項目（ウに規定する項目を除く）          1回/年以上          イ ダイオキシン類濃度 1回/年以上          ウ pH, BOD, COD及びSS 1回/月以上</p> <p>(2) 水質検査の方法は、下表に掲げる方法による。</p> <table border="1" data-bbox="547 1283 1362 1603"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水基準等の項目</td> <td>別表2の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法</td> </tr> </tbody> </table>	項目	測定方法	排水基準等の項目	別表2の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法	ダイオキシン類	平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法				
項目	測定方法										
排水基準等の項目	別表2の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法										
ダイオキシン類	平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法										
<p>その他施設の維持管理に関する事項</p>	<p>(1) 施設の清潔保持・衛生管理のため、場内、場外搬入道路及び周辺の清掃を定期的に、また必要に応じて実施することとする。</p> <p>(2) 日常の搬入・搬出作業においては、車両の清潔保持、飛散・悪臭発生・汚水流出の防止、安全走行に努めることとする。</p> <p>(3) 埋立作業においては、埋立機材の騒音対策、覆土の徹底による飛散・悪臭発生・衛生害虫・ねずみ等の抑制に努めることとする。</p> <p>(4) 周辺環境の保全を維持するために、定期的な場内・外のパトロールを実施する。</p>										

別表1 地下水検査項目の基準値と測定方法

項目	基準	測定方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下、「JIS」という。)K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5
鉛	0.01mg/L以下	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5
六価クロム	0.02mg/L以下	JIS K0102-3 24.3 (24.3.3 及び 24.3.7 を除く。)ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合(24.3.3.4 のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7 のa) 又はb)に定める操作を行うこと。
ひ素	0.01mg/L以下	JIS K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5
全シアン	検出されないこと。	JIS K0102-2 9.3.2 若しくは9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は公共用水域告示付表1 (蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。	公共用水域告示付表4
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	0.002mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04mg/L以下	シス体にあつては JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2、トランス体にあつては JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2
ベンゼン	0.01mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
セレン	0.01mg/L以下	JIS K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	地下水環境基準告示付表
(備考)		
1 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2 「公共用水域告示」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」をいう。		
3 「地下水環境基準告示」とは、平成9年3月13日環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」をいう。		
4 「測定方法」の欄には、測定方法が定められている日本産業規格の番号又は該当告示の付表の番号を示していること。		

別表2 排水基準等に係る項目の基準と測定方法

項目	許容限度	測定方法
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	水質環境基準告示付表3及び排水基準告示付表1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	水質環境基準告示付表2
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L	日本産業規格（以下、「JIS」という。）K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5（ただし、14.2にあつては、4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5の操作を行うこと。）
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5（ただし、13.2にあつては4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5の操作を、13.4にあつては4.2.4.4又は4.2.4.5の操作を行うこと。）
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L	JIS 0102-4 7.2.1及び7.2.3又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつてはJISK0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6（ただし、7.2.6により7.2.2のクリーンアップを行うときは7.2.2.2の操作を行うこと。）
六価クロム化合物	六価クロム 0.2mg/L	JIS K0102-3 24.3.1（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、24.3.3.4のb)及び24.2）又はJIS K0102-3 24.3.2（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、JIS K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行う。）
ひ素及びその化合物	ひ素 0.1mg/L	JIS K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5
シアン化合物	シアン 1 mg/L	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析方法又は水環境基準告示付表1（蒸留操作は装置にて行う）
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/L	JIS K0093 又は水質環境基準告示付表4
トリクロロエチレン	0.1mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
ジクロロメタン	0.2mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
四塩化炭素	0.02mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
シス-1,2ジクロロエチレン	0.4mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
1,1,1-トリクロロエタン	3 g/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
チウラム	0.06mg/L	水質環境基準告示付表4（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。）
シマジン	0.03mg/L	水質環境基準告示付表5の第1又は第2（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。）
チオベンカルブ	0.2mg/L	水質環境基準告示付表5の第1又は第2（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。）
ベンゼン	0.1mg/L	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	排水基準告示付表7
ほう素及びその化合物	当分の間、ほう素 50mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 当分の間、ほう素 230mg/L（海域に排出されるもの）	JIS K0102-3 5.2、5.3、5.5又は5.6

ふっ素及びその化合物	ふっ素 15mg/L (海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)	JIS K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害物質が多量に含まれる試料にあつては、蒸留試薬溶液として既定のものを用い、JISK0170-6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、5.2 及び 5.5 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。) 又は 5.2.2 及び 5.6
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	当分の間、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては、JIS K0102-213.3、13.4、13.5、13.6 又は 13.7 (ただし、13.4、13.5 又は 13.6 により蒸留操作を行うときは、13.2.2 又は 13.2.4 に規定する方法とする。) で検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法 亜硝酸化合物にあつては、JISK0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法 硝酸化合物にあつては、JISK0102-2 15.7 又は 15.8 により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法 ※ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて 15.3 (15.3.4 l) 及び m) の式中「 $-\rho \text{NO}_2--2 \times 1.348$ 」を除く。) 15.4 (15.4.4 g) 及び h) の式中「 $-\rho \text{NO}_2--2 \times 1.348$ 」を除く。)、又は 15.6 (15.6.4 g) 及び h) を除く。) に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数 0.2259 を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外の公共用水域に排出されるもの)、5.0 以上 9.0 以下 (海域に排出されるもの)	JIS K0102-1 12
生物化学的酸素要求量 (BOD)	60mg/L	JIS K0102-1 18
化学的酸素要求量 (COD)	90mg/L	JIS K0102-1 17.2
浮遊物質 (SS)	60mg/L	水質環境基準告示付表 8
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L	JIS K0102-1 22.3 又は 22.4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L	
フェノール類含有量	5 mg/L	JIS K0102-4 5.2.3 (ただし、蒸留操作を行うときは、5.2.2.3 に規定する方法を除く。) 又は 5.2.4 (ただし、試験操作を行うときは、JIS K0170-5 のうち 6.3.2、6.3.3 又は 6.3.4 に規定する方法に限る。)
銅含有量	3 mg/L	JIS K0102-3 11.3、11.4、11.5 又は 11.6
亜鉛含有量	2 mg/L	JIS K0102-3 12.2、12.3、12.4 又は 12.5
溶解性鉄含有量	10mg/L	JIS K0102-3 16.3、16.4 又は 16.5 又は排水基準告示付表 2
溶解性マンガン含有量	10mg/L	JIS K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は 15.5
クロム含有量	2 mg/L	JIS K0102-3 24.2
大腸菌数	日間平均 800 コロニー形成単位/mL	下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)	JIS K0102 17.2、17.3 又は 17.5 (17.5.3.2 を除く。)
りん含有量	16mg/L (日間平均 8 mg/L)	JIS K0102-2 18.4 (18.4.1.4 の b) を除く)
(備考) 1 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3 海域及び湖沼に排出される放流水については BOD を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については COD を除く。		

4 窒素含有量についての排出基準は、以下のいずれかに排出される排出水に限って適用する。

ア 窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として、昭和 60 年 5 月環境庁告示第 27 号（窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る湖沼）で定める湖沼

イ 窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域（湖沼であって塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として、平成 5 年 8 月環境庁告示第 67 号（窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る海域）で定める海域 ウ ア又はイに流入する公共用水域

5 りん含有量についての排出基準は、以下のいずれかに排出される排出水に限って適用する。

ア りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として、昭和 60 年 5 月環境庁告示第 27 号告示で定める湖沼

イ 海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として、平成 5 年 8 月環境庁告示第 67 号で定める海域

ウ ア又はイに流入する公共用水域

6 「排水基準告示」とは、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号（排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法）をいう。

7 「水質環境基準告示」とは、昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）をいう。

8 「測定方法」の欄には、測定方法が定められている日本産業規格の番号又は該当告示の付表の番号を示していること。